



発行 東京都

目次

規則

告示

- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……(建設局公園緑地部公園課)……一
- 都市計画の変更(二件)……(都市整備局都市基盤部街路計画課・都市づくり政策部緑地景觀課)……一
- 公共測量の実施(三件)……(都市整備局都市基盤部調整課)……二
- 公共測量の終了(二件)……(同)……三
- 建築基準法による一団地の区域……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……三
- 都営住宅の廃止……(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……三
- 都営住宅の使用料の変更……(同)……三
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……(同)……七
- 都営改良住宅の使用料の変更……(同)……九
- 東京都特定公共賃貸住宅の使用料の変更……(同)……九
- 都営住宅の駐車場の廃止……(同)……二
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……(同)……三
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……(同)……三
- 昭和四十九年東京都告示第千三百四十号(漁業災害補償法の規定に基づく加入区の設定)の一部改正……(産業労働局農林水産部水産課)……三
- 港湾施設の供用廃止……(港湾局港湾経営部経営課)……三

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……三
- 土地区画整理事業の換地計画の縦覧……(都市整備局市街地整備部区画整理課)……三
- 都立海上公園有料施設の休場日……(港湾局臨海開発部海上公園課)……四

規則

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十一月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

東京都規則第六十五号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二 二の部(七)の項中

井の頭恩賜公園駐車場	一	一箇所一月	百三十八万五千三百円	を
井の頭恩賜公園第一駐車場	一	一箇所一月	百三十八万五千三百円	に
井の頭恩賜公園第二駐車場	一	一箇所一月	五百八万一千八百円	

改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十二月一日から施行する。

告示

東京都告示第千五百七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項にお

いて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
- 東京都市計画道

幹線街路外郭 削除する部分  
環状線の2

練馬区上石神井一丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、東大泉一丁目、東大泉二丁目及び東大泉五丁目各地方内

変更する部分

練馬区関町南一丁目、上石神井南町、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、東大泉一丁目、東大泉二丁目、東大泉五丁目、三原台三丁目及び大泉町六丁目各地方内

二 関係図書の縦覧  
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)

●東京都告示第千五百七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項にお

いて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
- 東京都市計画公園

第七・六・十 追加する部分  
五号石神井公園 練馬区石神井台二丁目地内

削除する部分

練馬区石神井台一丁目及び石神井台二丁目各地方内

二 関係図書の縦覧  
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)

●東京都告示第千五百七十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中央区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量実施者 中央区
- 二 測量の種類 公共測量(地籍図根多角点)
- 三 測量の区域 中央区月島一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十一月十日から平成二十七年三月十日まで

●東京都告示第千五百七十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、杉並区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量実施者 杉並区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 杉並区阿佐谷一丁目及び高井戸西一丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成二十六年十二月十五日から平成二十七年三月十三日まで

●東京都告示第千五百七十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、小金井市東町二丁目土地区画整理事業共同施行者代表者から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量実施者 小金井市東町二丁目土地区画整理事業共同施行者
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 小金井市東町二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十五年三月一日から平成二十八年七月三十一日まで

<p>●東京都告示第千五百七十八号</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、世田谷区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。</p> <p>平成二十六年十一月二十八日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 測量施行者 世田谷区</p> <p>二 測量の種類 公共測量(公共基準点復旧測量)</p> <p>三 測量の区域 世田谷区区内</p> <p>四 測量の期間 平成二十六年七月十四日から同年十月三十一日まで</p>	<p>北多摩南部建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。</p> <p>平成二十六年十一月二十八日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 測量施行者 東京都北多摩南部建設事務所</p> <p>二 測量の種類 公共測量(基準点測量)</p> <p>三 測量の区域 西東京市下保谷四丁目、ひばりが丘一丁目、谷戸町三丁目及び住吉町三丁目各地内</p> <p>四 測量の期間 平成二十六年七月一日から同年十月三十一日まで</p>	<p>名称</p> <p>練馬北町二丁目第2アパート(3、4、5号棟)</p> <p>練馬北町二丁目第2アパート(6号棟)</p> <p>位置</p> <p>練馬区北町二丁目十番ほか</p> <p>練馬区北町二丁目十一番</p> <p>構造及び規模</p> <p>中層耐火 三七・〇平方メートル</p> <p>三三・四平方メートル</p> <p>戸数</p> <p>五六戸</p> <p>一六戸</p>	<p>●東京都告示第千五百七十九号</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都</p> <p>●東京都告示第千五百八十号</p> <p>建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。</p> <p>平成二十六年十一月二十八日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p>	<p>●東京都告示第千五百八十二号</p> <p>東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十六年十二月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。</p> <p>平成二十六年十一月二十八日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p>	<p>平成二十六年十一月二十八日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 対象区域の地名地番及び認定年月日</p> <p>対象区域の地名地番 認定年月日</p> <p>新宿区信濃町三十五番一 平成二十六年十一月十日</p> <p>二 認定計画書の縦覧場所</p> <p>東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)</p> <p>●東京都告示第千五百八十一号</p> <p>次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。</p> <p>平成二十六年十一月二十八日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p>
--	---	---	--	---	--

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート(1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	80,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	34,000	68,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	2	42,100	76,200
一般都営	高層耐火	戸山ハイムアパート(3号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,300	73,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイムアパート(2号棟)	新宿区戸山2	43.3	2	37,600	73,500
一般都営	高層耐火	文花二丁目アパート(3号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	26,000	44,700
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,700	69,000
一般都営	中層耐火	南砂三丁目アパート(4号棟)	江東区南砂3-11	36.7	1	28,800	50,300
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(3号棟)	江東区亀戸7-56	36.6	1	28,800	37,400
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(7号棟)	江東区亀戸7-55	36.7	1	29,200	38,600
一般都営	中層耐火	枝川三丁目アパート(6号棟)	江東区枝川3-4	42.3	1	35,300	59,600
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(1号棟)	江東区辰巳1-3	36.6	1	28,700	42,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(4号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	42,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(5号棟)	江東区辰巳1-9	36.6	1	28,700	42,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(7号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート(8号棟)	江東区辰巳1-10	38.4	2	30,500	45,800
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(1号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700	41,900
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(3号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700	41,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	37,200
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(3号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,300	48,300
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(4号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,300	48,300
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(1号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,300	48,300
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(2号棟)	江東区東砂2-13	34.4	2	27,500	44,500
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(2号棟)	江東区東陽3-22	34.4	1	28,300	34,900
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(1号棟)	江東区東雲1-7	34.3	2	27,600	42,300
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(4号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	41,200
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)	江東区南砂4-4	43.9	1	36,900	50,600
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(1号棟)	江東区北砂1-3	39.5	1	32,000	49,700
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	1	34,100	51,500
一般都営	高層耐火	白河一丁目アパート(1号棟)	江東区白河1-5	50.9	1	43,400	73,400
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(1号棟)	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	70,400
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	1	36,000	75,000
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,500	67,800
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(2号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,400	89,900

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第4アパート(2号棟)	大田区大森西3-10	51.2	1	43,300	71,300
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第4アパート(3号棟)	大田区大森西3-10	51.0	1	43,400	72,100
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(1号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	28,900	38,600
一般都営	中層耐火	東糺谷六丁目アパート(3号棟)	大田区東糺谷6-9	36.4	1	29,000	32,700
一般都営	高層耐火	西糺谷二丁目アパート(2号棟)	大田区西糺谷2-23	42.2	1	34,300	58,400
一般都営	高層耐火	東糺谷五丁目アパート(1号棟)	大田区東糺谷5-17	51.2	1	42,700	63,800
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	1	50,200	83,400
一般都営	中層耐火	桜丘二丁目第2アパート(2号棟)	世田谷区桜丘2-4	55.9	1	47,300	94,700
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(4号棟)	渋谷区笹塚2-43	38.7	1	33,100	74,100
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,400	76,400
一般都営	中層耐火	中野本町五丁目アパート(2号棟)	中野区本町5-8	36.4	1	27,100	61,700
一般都営	中層耐火	久我山一丁目アパート(1号棟)	杉並区久我山1-3	37.3	1	27,100	53,700
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,400	49,400
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(6号棟)	北区浮間1-5	55.9	1	45,400	74,800
一般都営	中層耐火	上十条アパート(2号棟)	北区上十条1-6	37.0	1	28,000	46,600
一般都営	中層耐火	上十条アパート(3号棟)	北区上十条1-6	31.9	1	24,100	43,300
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート(7号棟)	北区王子3-23	40.7	1	32,400	52,900
一般都営	中層耐火	浮間三丁目アパート(7号棟)	北区浮間3-4	34.3	2	26,300	46,300
一般都営	中層耐火	浮間三丁目アパート(1号棟)	北区浮間3-4	33.4	1	25,600	43,700
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(9号棟)	北区滝野川3-67	36.4	1	28,600	46,500
一般都営	中層耐火	坂下一丁目アパート(4号棟)	板橋区坂下1-10	36.4	1	26,700	29,300
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,900	31,700
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(8号棟)	板橋区新河岸2-10	37.9	1	27,100	40,400
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,600	37,200
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(1号棟)	板橋区新河岸2-10	36.2	1	25,000	34,500
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート(1号棟)	板橋区蓮根3-6	55.9	1	43,800	73,700
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-6	48.1	1	37,900	70,800
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,700	63,300
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	2	39,500	67,900
一般都営	中層耐火	東大塚三丁目アパート(1号棟)	練馬区東大塚3-53	59.6	1	47,800	92,700
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート(1号棟)	練馬区春日町5-30	51.2	1	39,600	71,400
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート(1号棟)	練馬区関町北3-9	55.9	1	44,500	85,800
一般都営	中層耐火	貫井一丁目アパート(2号棟)	練馬区貫井1-8	55.9	1	43,400	77,500
一般都営	中層耐火	練馬関町一丁目第2アパート(3号棟)	練馬区関町南2-12	55.9	1	44,300	84,500

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	早宮三丁目第2アパート(10号棟)	練馬区早宮3-36	55.9	1	44,000	81,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート(5号棟)	練馬区南山中3-31	33.4	1	24,600	47,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(6号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,600	47,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(20号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	46,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(24号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	46,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(35号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,600	47,400
一般都営	中層耐火	南田中アパート(50号棟)	練馬区石神井町1-1	58.0	1	45,900	86,000
一般都営	中層耐火	石神井台七丁目アパート(1号棟)	練馬区石神井台7-20	48.1	1	37,700	69,200
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第3アパート(3号棟)	練馬区春日町4-4	48.1	1	37,600	68,900
一般都営	中層耐火	貫井一丁目第2アパート(1号棟)	練馬区貫井1-25	55.9	1	44,000	81,600
一般都営	中層耐火	貫井一丁目第3アパート(1号棟)	練馬区貫井1-45	55.9	1	44,200	84,500
一般都営	中層耐火	貫井一丁目第3アパート(2号棟)	練馬区貫井1-45	55.9	1	44,200	84,500
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート(22号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	2	47,600	90,700
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-5号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,500	96,300
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-6号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,500	96,300
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(4号棟)	足立区中央本町5-18	55.9	1	41,000	69,800
一般都営	高層耐火	足立中央本町五丁目アパート(6号棟)	足立区中央本町5-20	55.9	1	41,000	70,600
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(1号棟)	足立区中央本町5-15	48.1	1	35,200	60,100
一般都営	高層耐火	西保木間二丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	2	24,100	36,300
一般都営	高層耐火	西保木間二丁目アパート(10号棟)	足立区西保木間3-11	42.2	1	29,800	46,400
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(3号棟)	足立区西保木間1-3	48.1	1	35,700	62,000
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート(2号棟)	足立区島根4-19	59.6	1	44,100	75,400
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第2アパート(5号棟)	足立区弘道2-10	59.6	1	45,200	80,600
一般都営	中層耐火	六月二丁目第4アパート(2号棟)	足立区六月2-8	59.6	1	43,900	73,400
一般都営	中層耐火	六月二丁目第4アパート(3号棟)	足立区六月2-8	51.0	1	37,500	62,800
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(7号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,700	32,500
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(18号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(21号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	39,100
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(3号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	37,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(6号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	37,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(7号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	37,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(15号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,500	39,600
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(13号棟)	足立区西保木間4-4	37.3	2	25,700	42,600
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(14号棟)	足立区西保木間4-5	33.4	1	23,100	38,100

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(15号棟)	足立区西保木間4-5	33.4	1	23,100	38,100
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(3号棟)	足立区谷在家3-22	37.7	1	25,600	38,400
一般都営	高層耐火	谷在家アパート(12号棟)	足立区谷在家3-22	37.9	1	25,900	39,200
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(12号棟)	足立区辰沼1-2	38.3	1	27,000	43,500
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(2号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,500	38,200
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(4号棟)	足立区六木1-5	40.5	2	27,800	41,700
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(7号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,500	38,200
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(8号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,500	38,200
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(13号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	39,100
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート(8号棟)	足立区鹿浜5-24	35.7	1	24,400	36,800
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(11号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	28,500	42,000
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(21号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	26,200	37,500
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(1号棟)	足立区舎人6-11	51.0	1	36,600	55,500
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(4号棟)	足立区舎人6-12	42.3	1	29,900	43,900
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(5号棟)	足立区舎人6-12	42.3	1	29,900	43,900
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(16号棟)	足立区舎人6-9	42.3	1	29,900	43,900
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(5号棟)	足立区六木3-39	55.9	1	40,400	67,600
一般都営	中層耐火	東和四丁目第2アパート(7号棟)	足立区東和4-16	55.9	1	41,300	71,000
一般都営	高層耐火	東保木間一丁目アパート(4号棟)	足立区東保木間1-25	55.9	1	41,300	72,900
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-18	51.2	2	37,600	63,100
一般都営	中層耐火	青戸七丁目第2アパート(2号棟)	葛飾区青戸7-17	55.9	1	42,800	80,500
一般都営	中層耐火	西亀有二丁目第4アパート(2号棟)	葛飾区西亀有2-38	59.6	1	45,300	85,000
一般都営	中層耐火	柴又五丁目アパート(1号棟)	葛飾区柴又5-20	55.9	1	41,700	73,200
一般都営	中層耐火	堀切八丁目アパート(1号棟)	葛飾区堀切8-11	51.0	1	38,100	69,000
一般都営	高層耐火	小菅三丁目アパート(1号棟)	葛飾区小菅3-6	55.9	1	41,700	74,100
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(6号棟)	葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,600	70,600
一般都営	中層耐火	西端江第2アパート(7号棟)	江戸川区西端江4-24	32.6	1	23,600	36,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,600	43,600
一般都営	中層耐火	平井四丁目第2アパート(1号棟)	江戸川区平井7-10	36.2	1	26,800	41,100
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート(1号棟)	江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39,800	65,900
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート(1号棟)	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,700	65,100
一般都営	中層耐火	平井七丁目第2アパート(14号棟)	江戸川区平井7-18	36.4	1	27,100	43,400
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,600	78,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-6号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,300	47,800

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	大和田七丁目アパート(1号棟)	八王子市大和田町7-6	60.9	1	33,400	61,800
一般都営	中層耐火	立川柴崎町四丁目アパート(1号棟)	立川市柴崎町4-13	59.6	1	37,400	76,700
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(1号棟)	武蔵野市境5-28	55.9	1	42,500	82,500
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(2号棟)	武蔵野市境5-28	55.9	1	42,500	82,500
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(7号棟)	武蔵野市境5-15	55.9	1	42,900	85,300
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目アパート(16号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-9	55.9	1	42,600	84,900
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目第2アパート(1号棟)	府中市栄町1-3	55.9	1	33,600	79,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(3号棟)	調布市国領町3-8	45.2	1	25,400	60,100
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)	調布市国領町3-8	45.1	1	25,300	59,900
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(8号棟)	町田市木曾西1-33	36.4	1	17,700	34,100
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	30,400	61,100
一般都営	中層耐火	小金井緑町三丁目アパート(38号棟)	小金井市緑町3-11	59.6	1	36,400	79,000
一般都営	中層耐火	学園西町二丁目アパート(1号棟)	小平市学園西町2-26	55.9	1	33,200	72,900
一般都営	中層耐火	学園西町一丁目アパート(1号棟)	小平市学園西町1-28	55.9	1	33,300	73,800
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(5号棟)	日野市平山4-20	33.4	1	15,200	30,000
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(7号棟)	日野市平山4-20	46.6	1	23,100	42,800
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(9号棟)	日野市新井842	35.7	1	16,000	31,500
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(10号棟)	日野市新井842	35.7	1	16,000	31,500
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート(1号棟)	西東京市田無町4-10	51.0	2	30,200	66,600
一般都営	中層耐火	田無本町四丁目アパート(3号棟)	西東京市田無町4-14	42.4	1	25,100	55,600
一般都営	中層耐火	西原町四丁目アパート(1号棟)	西東京市西原町4-10	60.2	1	37,000	77,000
一般都営	中層耐火	西原町四丁目アパート(2号棟)	西東京市西原町4-10	60.2	1	37,000	77,000
一般都営	中層耐火	西原町四丁目アパート(4号棟)	西東京市西原町4-10	60.2	1	37,000	77,000
一般都営	中層耐火	東伏見二丁目第2アパート(5号棟)	西東京市東伏見2-15	63.2	1	41,700	91,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート(13号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	46,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(28号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(30号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(32号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(38号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	43,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-4号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,500	31,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-7号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,500	31,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-1-2号棟)	多摩市諏訪4-1	37.7	1	17,500	31,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-10号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,500	31,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-5号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,500	31,100

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-3号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	26,000	44,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-3号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	33,300	60,100

●東京都告示第千五百八十三号  
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

東京都知事 舛添 要 一

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)

近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額	近傍同種の住宅の家賃
下馬二丁目アパート(3号棟)	世田谷区下馬二丁目三十三番	高層耐火 三四・六平方メートル	三二戸	三三、二〇〇円	五五、三〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	四八戸	三八、七〇〇円	六四、六〇〇円
同右	同右	同右 四七・四平方メートル	八戸	四五、五〇〇円	七五、九〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	四五、九〇〇円	七六、八〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	一六戸	五四、八〇〇円	九一、四〇〇円
下馬二丁目アパート(4号棟)	同右	同右 三四・六平方メートル	九戸	三三、二〇〇円	五五、五〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三八、七〇〇円	六四、九〇〇円
同右	同右	同右 四七・四平方メートル	一〇戸	四五、五〇〇円	七六、二〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	九戸	五四、八〇〇円	九一、七〇〇円
同右	同右	同右 三四・六平方メートル	一八戸	三三、二〇〇円	五五、七〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三八、七〇〇円	六五、〇〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	六戸	四五、九〇〇円	七七、三〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	同右	五四、八〇〇円	九一、九〇〇円
笹塚二丁目第2アパート(1号棟)	渋谷区笹塚一丁目六十三番	同右 三四・六平方メートル	三四戸	三五、五〇〇円	六一、九〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	四一、四〇〇円	七二、二〇〇円
同右	同右	同右 四七・四平方メートル	二五戸	四八、六〇〇円	八四、七〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	九戸	四九、〇〇〇円	八五、七〇〇円
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	一五戸	五八、五〇〇円	一〇二、〇〇〇円
成増五丁目第2アパート	板橋区成増五丁目十九番	同右 三二・一平方メートル	二四戸	二七、七〇〇円	四二、七〇〇円

(12号棟)

同右

同右

四〇・七平方メートル

五六戸

三五、一〇〇円

五四、二〇〇円

同右

同右

四七・四平方メートル

一六戸

四〇、九〇〇円

六三、二〇〇円

同右

同右

四七・八平方メートル

八戸

四一、二〇〇円

六三、八〇〇円

同右

同右

五七・一平方メートル

一六戸

四九、三〇〇円

七六、一〇〇円

成増五丁目第2アパート  
(13号棟)

同右

三二・一平方メートル

七〇戸

二七、七〇〇円

四二、九〇〇円

同右

同右

四〇・七平方メートル

同右

三五、一〇〇円

五四、四〇〇円

同右

同右

四七・四平方メートル

三〇戸

四〇、九〇〇円

六三、四〇〇円

成増五丁目第2アパート  
(13、15号棟)

同右

四七・八平方メートル

二九戸

四一、二〇〇円

六四、二〇〇円

成増五丁目第2アパート  
(13号棟)

同右

五七・一平方メートル

一〇戸

四九、三〇〇円

七六、四〇〇円

成増五丁目第2アパート  
(15号棟)

同右

三二・一平方メートル

五四戸

二七、七〇〇円

四三、〇〇〇円

同右

同右

四〇・七平方メートル

同右

三五、一〇〇円

五四、五〇〇円

同右

同右

四七・四平方メートル

七戸

四〇、九〇〇円

六三、五〇〇円

同右

同右

五七・一平方メートル

一六戸

四九、三〇〇円

七六、五〇〇円

同右

同右

三四・六平方メートル

一八三戸

二八、五〇〇円

五一、八〇〇円

江北四丁目アパート  
(1、2号棟)

足立区江北四丁目十四番

同右

四〇・四平方メートル

三一戸

三三、三〇〇円

六〇、六〇〇円

同右

同右

四七・八平方メートル

一五戸

三九、四〇〇円

七一、八〇〇円

同右

同右

五七・一平方メートル

七戸

四七、〇〇〇円

八五、六〇〇円

同右

同右

三四・六平方メートル

一二六戸

二八、五〇〇円

五一、六〇〇円

江北四丁目アパート  
(1号棟)

同右

四〇・四平方メートル

一一〇戸

三三、三〇〇円

六〇、三〇〇円

同右

同右

四七・四平方メートル

一六戸

三九、〇〇〇円

七〇、七〇〇円

江北四丁目アパート  
(3、4号棟)

同右

五七・一平方メートル

八戸

四七、〇〇〇円

八五、二〇〇円

同右

同右

四七・八平方メートル

同右

三九、四〇〇円

七一、五〇〇円

同右

同右

四〇・四平方メートル

一一〇戸

三三、三〇〇円

六〇、三〇〇円

同右

同右

四七・四平方メートル

同右

三九、〇〇〇円

七〇、七〇〇円

江北四丁目アパート  
(4号棟)

同右

五七・一平方メートル

八戸

四七、〇〇〇円

八五、二〇〇円



●東京都告示第千五百八十四号  
 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第  
 三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都  
 営改良住宅の使用料を次のように変更し、平成二十六年十  
 二月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定に  
 より告示する。

平成二十六年十一月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	使 用 料	
改良	中層耐火	南青山一丁目第2アパート (1号棟)	港区南青山1-18	34.3	1	31,300
改良	高層耐火	立花一丁目アパート (6号棟)	墨田区立花1-27	40.6	1	28,900
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート (10号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,900
改良	中層耐火	萩中一丁目アパート (13号棟)	大田区萩中1-3	36.4	1	29,400
改良	中層耐火	萩中三丁目アパート (1号棟)	大田区萩中3-27	48.1	1	40,600
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート (49-3号棟)	渋谷区笹塚2-49	36.2	1	30,800
改良	中層耐火	西巣鴨二丁目アパート (24-1号棟)	豊島区西巣鴨2-24	36.2	1	28,700
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート (1号棟)	北区堀船3-1	33.4	1	25,200
改良	中層耐火	赤羽西五丁目アパート (3号棟)	北区赤羽西5-12	36.2	1	27,800
改良	中層耐火	田柄二丁目アパート (1号棟)	練馬区田柄2-43	39.0	1	29,600
改良	中層耐火	西新井六丁目アパート (5号棟)	足立区西新井6-15	39.0	1	27,700
改良	中層耐火	平井一丁目アパート (8号棟)	江戸川区平井3-4	33.4	1	25,000
改良	中層耐火	国立北三丁目アパート (6号棟)	国立市北3-25	39.0	1	22,200

●東京都告示第千五百八十五号  
 東京都特定公共賃貸住宅条例（平成五年東京都条例第六  
 十五号）第三条第二項及び第十一条第二項の規定に基づき、  
 東京都特定公共賃貸住宅の使用料を次のように変更し、平  
 成二十六年十二月一日から実施するので、同条例第三条第  
 三項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

名称

位置

構造及び規模

戸数

使用料(月額一戸につき)

八雲二丁目アパート  
(5号棟)

目黒区八雲二丁目一番

高層耐火

五三・七八平方メートル

七戸

一三八、〇〇〇円

同右

同右

同右

五六・五七平方メートル

八戸

一四四、九〇〇円

同右

同右

同右

六五・一四平方メートル

四八戸

一六六、一〇〇円

同右

同右

同右

七七・一三平方メートル

七戸

一九五、六〇〇円

八雲二丁目アパート  
(6号棟)

同右

同右

六六・八三平方メートル

一戸

一七〇、二〇〇円

八雲二丁目アパート  
(7号棟)

同右

同右

五三・七八平方メートル

五戸

一三八、〇〇〇円

同右

同右

同右

六五・一四平方メートル

三一戸

一六六、一〇〇円

同右

同右

同右

六八・九〇平方メートル

六戸

一七五、三〇〇円

同右

同右

同右

七七・一三平方メートル

五戸

一九五、六〇〇円

浮間三丁目第5アパート  
(26号棟)

北区浮間三丁目一番

同右

六六・一一平方メートル

二戸

一〇七、二〇〇円

南千住六丁目アパート  
(38号棟)

荒川区南千住六丁目四十五番

同右

七〇・三七平方メートル

五五戸

一一四、四〇〇円

町屋五丁目第3アパート  
(3号棟)

荒川区町屋五丁目九番

同右

七九・二七平方メートル

七戸

一二七、〇〇〇円

同右

同右

同右

七九・三五平方メートル

一九戸

一二七、一〇〇円

同右

同右

同右

八〇・九三平方メートル

二戸

一二九、七〇〇円

同右

同右

同右

八一・二七平方メートル

一九戸

一三〇、二〇〇円

同右

同右

同右

八二・三〇平方メートル

二戸

一三一、九〇〇円

同右

同右

同右

八四・〇〇平方メートル

同右

一三四、六〇〇円

同右

同右

同右

八四・四九平方メートル

二二戸

一三五、四〇〇円

同右

同右

同右

八四・六二平方メートル

二戸

一三五、六〇〇円

南千住四丁目アパート  
(3号棟)

荒川区南千住四丁目九番

同右

六三・八二平方メートル

同右

八五、九〇〇円

練馬区関町北四丁目第4アパート  
(6号棟)

練馬区関町北四丁目二十六番

中層耐火

七〇・五八平方メートル

一戸

一一二、二〇〇円

東四つ木四丁目アパート  
(1号棟)

葛飾区東四つ木四丁目四十四番

高層耐火

六一・八二平方メートル

七戸

九〇、五〇〇円

同右

同右

同右

七三・二八平方メートル

五戸

一〇七、三〇〇円

同右

同右

同右

七五・八九平方メートル

一戸

一一一、一〇〇円

同右

同右

同右

七六・〇六平方メートル

二戸

一一一、四〇〇円

同右

同右

同右

七六・六〇平方メートル

一戸

一一二、二〇〇円

同右

同右

同右

七七・一六平方メートル

五戸

一一三、〇〇〇円

同右

同右

同右

七九・六七平方メートル

同右

一一六、七〇〇円

東四つ木四丁目アパート  
(2号棟)

同右

同右

六一・八二平方メートル

三戸

九〇、五〇〇円

同右

同右

同右

七三・二八平方メートル

五戸

一〇七、三〇〇円

同右

同右

同右

七五・八九平方メートル

一戸

一一一、一〇〇円

同右

同右

同右

七六・九二平方メートル

四戸

一一二、六〇〇円

同右

同右

同右

七七・一六平方メートル

六戸

一一三、〇〇〇円

同右

同右

同右

七九・六七平方メートル

五戸

一一六、七〇〇円

春江町三丁目アパート  
(4号棟)

同右

同右

五七・九四平方メートル

一〇戸

七六、一〇〇円

同右

同右

同右

五七・九九平方メートル

一四戸

七六、二〇〇円

同右

同右

同右

六七・二三平方メートル

一〇戸

八八、四〇〇円

同右

同右

同右

六七・二八平方メートル

一三戸

八八、四〇〇円

同右

同右

同右

七六・五一平方メートル

四戸

一〇〇、六〇〇円

大沼町一丁目アパート  
(15号棟)

同右

同右

六三・一一平方メートル

二戸

八七、六〇〇円

大沼町一丁目アパート  
(20号棟)

同右

同右

六三・六七平方メートル

一戸

八八、四〇〇円

●東京都告示第千五百八十六号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条の規定において準用

する同条例第三条第三項の規定により、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

名 称 位 置 区画数

下馬アパート駐車場

世田谷区下馬二丁目 九三区画 三十三番

八王子中野町アパート

八王子市中野山王三 二六区画 丁目六番

駐車場

●東京都告示第千五百八十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十六年十一月二十八日

名 称	東京都知事 外 添 要 一
位 置	板橋区成増五丁目十
区画数	一〇三区画
成増五丁目第2アパート駐車場	九番

●東京都告示第千五百八十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

名 称	東京都知事 外 添 要 一
位 置	杉並区宮前三丁目八
区画数	一区画
宮前三丁目アパート駐車場	番
村山アパート駐車場	武蔵村山市緑が丘千 一〇五区画 四百六十番地

●東京都告示第千五百八十九号

昭和四十九年東京都告示第千三百四十号(漁業災害補償法の規定に基づく加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

一の項を次のように改める。

一 法第百四条第一号に掲げる漁業に属するてんぐさ漁業

名 称	水 域	区 域
てんぐさ伊豆大島加入区	共第一号漁業権の漁場の区域	伊豆大島漁業協同組合の地区
てんぐさ元町加入区	共第一号漁業権の漁場の区域	元町漁業協同組合の地区
てんぐさ利島村加入区	共第三号漁業権の漁場の区域	利島村漁業協同組合の地区
てんぐさにいじま加入区	共第五号漁業権、共第七号漁業権及び共第十三号漁業権の漁場の区域	にいじま漁業協同組合の地区
てんぐさ神津島加入区	共第九号漁業権、共第十一号漁業権及び共第十三号漁業権の漁場の区域	神津島漁業協同組合の地区
てんぐさ三宅島加入区	共第十五号漁業権及び共第十七号漁業権の漁場の区域	三宅島漁業協同組合の地区
てんぐさ八丈島加入区	共第二十一号漁業権及び共第二十三号漁業権の漁場の区域	八丈島漁業協同組合の地区

●東京都告示第千五百九十号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、平成二十六年十一月三十日限りで次の港湾施設の供用を廃止する。

平成二十六年十一月二十八日

種類	名称	級別	規模	構造	所在地
					東京都知事 外 添 要 一

野積 十号ふ頭 一級 三、五七 アスフ 江東区有明四  
場 二号上屋 五・五平 アルト 丁目  
背面野積 方メートル コンク  
ル リート 舗装

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十一月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十六年十月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人親と子
- 三 代表者の氏名  
高見 敏子
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都江東区東砂五丁目二十番四号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害の重い肢体不自由者及び知的障害者に対して、心身の発達を促し、社会的自立と社会への参

加を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京YWCAヒューマンサービスサポートセンター

三 代表者の氏名

遠藤 久江

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台一丁目八番十一号 東京YWCA会館

五 定款に記載された目的

この法人は、キリスト教の精神に基づき、人権が尊重され、幸せな生活の創造をめざし、福祉・介護の仕事に携わる職員、サービスの利用者及びその家族そして地域社会の人々に対して、高い志と専門的な知識、技術をもった福祉の担い手を育成することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人CWS Japan

三 代表者の氏名

Farrukh Marvin Parvez (ファルク・マービン・パルベズ)、森田 愛、伊藤 洋

子

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台一丁目八番十一号 東京YWCA会館二二三号室

五 定款に記載された目的

この法人は、アジア太平洋地域の人々に対して、緊急と開発に関する事業を行い、宗教、人種、国籍などにかかわらず、全ての人が尊厳を持ち、平和で、安全で、人権が尊重されて生きることができるとコミニティの実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人嬉泉会

三 代表者の氏名

谷茂岡 和夫

四 主たる事務所の所在地

東京都葛飾区東金町一丁目三十五番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、一般企業等での就労が困難な障害者に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施することによって、地域の福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ガイドヘルプあいサポート

三 代表者の氏名

和泉澤 とも子

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区入谷一丁目八番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、障害者総合支援法に基づく各種サービス事業、障害者ガイドヘルパーの養成及び研修の実施に関する事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための支援に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

土地区画整理事業の換地計画の縦覧について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第八十条第二項の規定により、東京都市計画事業汐留土地区画整理事業の換地計画を縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第五十五条の二において準用する同令第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十一月二十八日

東京都市計画事業汐留土地区画整理事業

施行者 東京都

代表者 東京都知事 舛 添 要 一

一 縦覧期間 平成二十六年十二月四日(木曜日)から同月十七日(水曜日)まで

二 縦覧時間 午前九時から午後五時まで

三 縦覧場所

港区東新橋二丁目十五番二号  
東京都第二区画整理事務所汐留地区

東京都立海上公園有料施設の休場日について

東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第  
二百四十二号)第十七条第一項ただし書の規定に基づき、  
東京都立海上公園有料施設の休場日を次のとおり指定する。

平成二十六年十一月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 休場する有料施設

東京都立大井ふ頭中央海浜公園の  
陸上競技場、第一球技場、第二球  
技場、野球場、テニスコート及び  
会議室

二 休場日

平成二十六年十二月二日

三 理由

電気設備点検のため

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 五〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号

郵便番号  
112-0002